

# 組合だより

第129号  
12月11日  
2009年

発行所 岡山大学職員組合  
〒700-8530 岡山市北区津島中 2-1-1  
電話 086-252-1111 (代)  
(内線) 7168  
直通・FAX 086-252-4148

岡山大学職員組合ホームページ <http://hb4.seikyou.ne.jp/home/ODUnion/> メールアドレス [ODUnion@mb4.seikyou.ne.jp](mailto:ODUnion@mb4.seikyou.ne.jp)

## 人事院勧告に準拠した給与の削減は認められません

—津島事業場従業員過半数代表者の意見—



労働基準法90条は「使用者は、就業規則の作成又は変更について、(中略)労働者の過半数を代表する者の意見を聴かなければならない」としております。今回の給与削減に対しても職員代表委員会での議論を踏まえ、各事業場の過半数代表者が学長に意見書を提出していますが、残念ながら意見が採り入れられた形跡はありません。役員会、経営協議会、教育研究評議会でこれらの意見に対しどのような議論がされたかも定かではありません。組合としても、職員代表委員会と連携しながら、この問題について取り組んでいきたいと考え、ここに津島事業場過半数代表者の意見書(11月17日提出)の関係部分を掲載し、皆様のご支援をお願いする次第です。

連合体執行委員長 山川純次

(見出しと太字は編集部でつけました)

### 意見書

#### 職員給与規則の一部改正について

俸給、期末手当、勤勉手当の人事院勧告に準拠した削減は認められません。

#### [理由]

##### 労働契約法

労働契約法第10条によれば、就業規則の不利益変更ができる場合として、周知義務のほか、次の5つの項目に照らして合理的であることを挙げています。

- ①労働者の受ける不利益の程度
- ②労働条件の変更の必要性
- ③変更後の就業規則の内容の相当性
- ④労働組合等との交渉の状況
- ⑤その他の就業規則の変更に係わる事情

厚生労働省の「労働契約法のあらまし」(以下、「あらまし」)は、「これらの考慮要素に該当する事実を含め就業規則の変更に係わる諸事情が総合的に考慮され、合理性判断が行われる」としています。また、「既に確立している最高裁判所の判例法理に変更を加えるものではない」ともしています。

##### 最高裁の判例

第四銀行事件最高裁判決(平成9年2月28日)(以下、判決)では、「特に、賃金、退職金など労働者にとって重要な権利、労働条件に関し実質的な不利益を及ぼす就業規則の作成又は変更については、当該条項が、そのような不利益を労働者に法的に受忍させることを許容することができるだけの高度の必要性に基づいた合理的な内容のものである場合において、その効力を生ずる」として、「その合理性の有無は、具体的には、

- ㊸就業規則の変更によって労働者が被る不利益の程度
- ㊹使用者側の変更の必要性の内容・程度
- ㊺変更後の就業規則の内容自体の相当性
- ㊻代償処置その他関連する他の労働条件の改善状況(2ページへ)



## ◎労働組合等との交渉の経緯

## ①他の労働組合又は他の従業員の対応

## ⑧同種事項に関する我が国社会における一般的状況

等を総合考慮して判断すべきである。」と述べ、事件について①～⑧の要素を一つ一つ検討しています。「あらし」では、法の③は判決の◎①⑧を含み、④には◎①を含むものとされています。



## 給与削減の不合理性

以上の「就業規則の不利益変更」に関する「労働契約法」の定めにも照らして、今回の給与削減は次の点で合理性を欠くものです。

## ①労働者の受ける不利益の程度：

おおよその試算によれば教授（55才）26万円、准教授（46才）21万円、係長（47才）14万円、係員（32才）9万円の年間収入減となり、不利益の程度は極めて大きい。「国家公務員と比較して同程度の不利益だから削減してもよい」という法人側の主張は、「我が国社会の一般的状況」（③、⑧）の論理であり、他との比較をここで持ち出すのは筋が違います。



## ②使用者側の変更の必要性の内容・程度：

・財政的必要性：総人件費は平成17年度基準からの削減目標値（5%）を大きく上まわって7.9%も削減されており、剰余金もあります。しかも今年度については、運営費交付金は人事院勧告とは関係なく支給されるので収入金額は変わらず、その結果4億円もの追加的な剰余が生じることになり、法人の財政事情には給与を削減しなければならない必要性は全くありません。

・法的行政的必要性：「法律は社会一般の情勢に適合したものとなるように定めている」「閣議決定で、国家公務員の給与水準を十分考慮して国民の理解が得られる適正な給与水準とするよう、要請がある。」というのが法人の主張です。しかし独立行政法人通則法は「給与及び退職手当の支給の基準は、当該独立行政法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定められなければならない」として、「社会一般の情勢に適合」と同時にそれぞれの法人の「業務の実績を考慮」せよと定めているのであって、「業務の実績」としての上記財政事情を無視し「社会一般の情勢に適合」のみを理由とする人事院勧告準拠は一面的な法律解釈です。また、文部科学省も「賃金・労働条件は自主的な労使交渉で決めること」である旨を表明しており、「準拠せよ」との行政指導はありません。



・倫理的必要性：「国民の税金からの運営費交付金で運営されている以上、公務員に準拠する必要がある」という法人側の論拠については、授業料や病院収入には当然人件費が含まれているのですから、人件費が全て国民の税金でまかなわれているような論理は成り立ちません。税金から支出される運営費交付金は岡山大学の収入の約1/3であることに鑑みれば、仮に公務員給与を反映させるとしても、1/3程度に止めるべきである。

## ③変更後の就業規則の内容の相当性：

「我が国社会における一般的状況」については、確かに現在の経済不況のもとでボーナスなどのカットが多くの企業で行われていることは考慮すべき事実でしょう。しかし、サービス業での削減率は製造業に較べかなり低いことが報道されています。また教員の場合に比較すべき私立大学の給与は国立大学よりかなり高く、人材の流出も懸念されています。

・岡山大学の事務職員は、国家公務員平均の85.1%の給与しか支給されていません。国家公務員の地域手当の格差のみではなく、国立大学事務職員の昇格が他省庁の国家公務員と較べて特に遅れていることがその理由の一つにあります。「我が国社会における一般的状況」というならば同等の従業員2500人規模の民間企業と比較すべきですが、そのような調査の形跡はなく、このように低いラスパイレス指数を甘んじて受けるわけにはいきません。



・代償措置などの労働条件の改善については具体的に示されているものは極めて僅か（3000万円程度）で、職員がこうむる不利益の程度（約4億円）からはほど遠いものです。（3ページへ）

(2ページから)

事務技術職員の昇格改善, 教員の時間外・休日手当予算の確保など今まで不当に抑えられてきた待遇改善を実施すべきでしょう。とりわけ教員については, 裁量労働制により1日の見なし労働時間を7時間45分としており, 実態とはほど遠いので, 超過勤務手当相当分の手当を新設するか見なし労働時間の延長が必要と考えます。

#### ④労働組合等との交渉の経緯:

「あらまし」は「労働組合等には, (中略) 事業場の過半数を代表する労働者のほか, (後略)」としていますが, 法人側は過半数代表者またはその組織としての職員代表委員会にたいして交渉も協議も行っていません。労働組合との団体交渉のみでは就業規則の不利益変更の合理性要件を満たしているとは認められません。

### さんぽみち



庭にアメリカ楓を植えたのは、それと意識はしていなかったが、図書館前の楓のたたずまいや、運動公園の紅葉の美しさが意識の中に食い込んでいたためだと思う。

若い苗木だった楓も、今では亭々たるという形容詞がふさわしい大木となり、狭い我が家の庭を独り占めにしている。夏ともなれば、濃い緑陰を作り出す。

だが、なぜか紅葉はぱっとしない。じゅうぶん色づく前に、散ってしまうのだ。それが今年の夏は、とりわけ青葉の茂りも深く、秋の気配が漂い始めても、葉が残っていた。

今年こそは、と密かに期待を抱いていた。だが、無情な木枯らしが、一日のうちに、わずかに色づいてきた葉を散らしてしまった。

木枯らしが紅い木の葉をもいでいく

落葉の木の間をぬって冬日射す(k)

## 全大教 2009 労働セミナーおよび

### 全大教単組代表者会議 参加報告

2009/10/31(Sat), 2009/11/01 (Sun)

日本教育会館 9階第五会議室

報告者: 山川純次連合体執行委員長



去る10/31(土)および11/1(日)に東京都千代田区竹橋にある日本教育会館において、全大教2009労働セミナーおよび全大教単組代表者会議が開催されたので報告する。参加単組数は74単組参加者数は96名であった。

#### ■ 一日目

まず中嶋哲彦中央執行委員長より挨拶があり、今回の人事院勧告に追従した給与引き下げを法人側の方針通りに認めると今後の交渉が困難になることが予想されるため今回は大学法人会計と労働法規の実用的側面を検討し、まともな労使関係を構築するための契機にすることを

目的としたセミナーであると紹介された。

次に静岡大学の佐藤誠二先生(会計学)より大学法人等の財政・財務の基礎知識と実用編についてセミナーがあった。



セミナーでは、1)国立大学は利益が出ないシステムとして設計されている点、2)計上では運営費交付金は「債務」として計上され、予算を執行することでこの債務を返済していると扱われる点が示された。また、大学法人の外部資金は財務上は利益を生み出さず、利益は主に法人化後に「袋」で交付されている予算配分における留保金や人件費積算の節約から生まれる。一方、大学病院には通常の企業会計が適用されているため診療報酬などで利益が生まれると紹介された。

また、国立大学法人はH22年度に再度「法人化元年」を迎えるとの予想が紹介された。この中で、1)第二期中期目標期間では教育と研究の会計を分離し、教育は授業料、研究は科研費等の外部資金で行なうことが求められ、「教育研究経費相当分」は「一般経費」へ変更され、大学法人への資源配分はそれぞれの機能分化に応じたものになる。2)国立大学法人の統合と再編が進み、共同教育大学院課程構想などが活性化する。3)国立大学法人においても私立大学並みの学生対教員割合の実現を目指した人員削減が推進される、などの予想が紹介された。(4ページへ)



(3 ページから)



文科省キャリアは「大学会計は単年度主義」であるとの見解を示しており、繰越承認(経営努力の認定)は後退し会計は単年度主義に戻るが、中期計画期間は6年でありこの矛盾をどう解決するかが今後の経営課題となる。次の中期計画期間では学長による「大学の運営」に加えて理事長をトップとした「大学の経営」が必要となるであろうとのことであった。

組合においては今後、こういった大学の経営変化に対する提案を行える組織へと成長して行く必要があるだろう。

続いて金沢大学前田達男先生(労働法)より「公務員から労働契約へ」と題し、勤務条件法定主義から労働契約法への移行についての講義があった。その中で、1)労働契約法(H20年施行)は従来の就業規則との関連が「残っている」判例が体系化されている。2)欧米では労働契約条件は労使で写しを一通づつ所持するのが慣例であるため、使用者が一方的に条件を変えることは出来ない。3)多数派組合と少数派組合の意見を点検し労働契約の合理性を示すのは使用者側の責任である点などが紹介された。



労使紛争への対応組織として労働審判制度に関しては、次の点が紹介された。1)労働審判では審判官には裁判官が任命され、審判員には経団連側と連合側から数名任命される。2)労働審判の特徴として、原告、被告とも事前に審判員とコンタクトが取れる。これらの点を活用し実際に審判を開始する前に調停を成立させる方法もあると示された。

質疑応答の中で、大阪大学では「2003年以前」の非正規雇用者に対する「特例職員制度」の導入は労働契約法的に合理的か?という質問に対して、改正労働基準法はそれ以前の判例を「可視化」したものであると判例は遡って存在。すなわち「解雇」に関する点は「試験に合格しなければ雇い止め」は法的に不合理であるとの見解が示された。大阪大学のこの動きには注目して行きたい。

## ■ 二日目

まず前日の全大教結成 20 周年レセプションパーティ(報告者は不参加)に関し、民主党、社民党、共産党から委員が参加し盛会であったと紹介された。

次に大西広氏(全大教組織財政検討委員会)から特別報告として「組織拡大のための思想



闘争」と題した講演があった。この中で、組合活動を行なう際に、たとえば「団体交渉結果が気になる」雰囲気作りを組合員や非組合員の間に醸成してゆくことが必要である点、現在、全組合員の 1/3 が新しい組合員であるため、まずは組合に参加してもらって徐々に業務に慣れてもらう必要がある点、そして組合員数に占める割合が増加している女性の視点や非常勤職員感覚などを、日頃の組合活動に生かす必要がある点が示された。

最後に中央執行委員会より報告があり、組織維持に関して組織財政検討委員会より論点整理が提出され、その中で「岡山大の経験」、すなわち集団執行体制と政策検討委員会による組合運営が、今後の単組維持モデルケースのひとつとして取り上げられていることが報告された。

このようにセミナーと会議の内容は盛沢山で大変参考になりましたが、経験や予備知識の不足による消化不良が残念です。本報告の至らぬ点、どうかご容赦ください。どうぞよろしくお願い申し上げます。日本教育会館は皇居のお堀からすぐの所にあり、帰路は散歩もかねて東京駅まで歩いてみましたが約 40 分で到着。皇居の緑や群れる野鴨や定住している白鳥を見ながら少しだけリフレッシュさせていただきました。参加させていただきました。どうもありがとうございました。



～ あなたも組合の仲間になりませんか? ～  
あなたの声を大学運営に、反映させてみませんか?  
みなさまの組合加入をこころよりお待ちしております



# 岡大ウーマン・テニュア・トラック制度

## ～その概要と問題～

笹倉万里子

現在(平成21年12月1日時点),岡山大学が「ウーマン・テニュア・トラック」教員を募集しているのをご存じですか?これは,平成21年度科学技術振興調整費・女性研究者支援モデル育成に採択された「学都・岡大発 女性研究者が育つ進化プラン」の一環として,理系の(若手)女性研究者を対象としたテニュア・トラック制度です.このような制度は,現在の社会状況から考えて必要と思われる面もありますが,さまざまな問題を含んでもいます.この制度が理系の女性研究者のみを対象にしているため,文系の方々の中には岡山大学がこういう制度を作っているということを知らない方もいらっしゃるようです.今回はこの制度の簡単な紹介をし,問題と思われる点をあげ,組合としてできることを考えてみたいと思います.

### <制度概要>

まず,岡大の「ウーマン・テニュア・トラック(以下 WTT)」制度の概要について説明します.平成21年12月15日までは,公募が行われていますので,

<http://www.okayama-u.ac.jp/user/jinji/bosyu/kyoiku/kyoiku.html> よりその要項を見ることができます.簡単に内容をまとめると,以下のようになります.

- ・対象:博士の学位を持つ(取得見込みを含む)理系女性研究者.
- ・職種:助教(特任)
- ・任期:2010年4月より3年もしくは4年間.
- ・年俸:年収300万(月収25万).任期中一定.
- ・勤務形態:1日6時間15分の裁量労働制.
- ・研究環境:1年目と2年目に100万円の研究費.メンター教員を配置.希望者には技術職員,リサーチアシスタントなどのサポートグループを結成.
- ・任期終了時の最終評価においてテニュア教員の採用基準に達していると評価された場合,岡山大学テニュア教員(助教,講師,または准教授)として採用.

全国的に見て,大学における女性教員の比率は女性学生の比率に比べて明らかに低い状態にあります(組合便り128号参照).これは岡大も例外ではありません.国際的にも社会におけ

るリーダー的役割をする女性を増やすことを求められています(「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」.186国が締約.日本は1985年に締約).そのため,大学の女性教員を増やすために現在さまざまな工夫を各大学が行っています.その中で岡大のWTT制度は対外的には高く評価されているようです.

### <問題点>

岡大のWTT制度のように女性を優遇する施策は,男女共同参画社会に至るための必要悪でしょう.岡大のWTT制度は,将来的にテニュアのポストにつく機会を(若手)女性研究者に与えること,女性研究者全般を支援する基盤を整備しようとしていること,この制度によって岡大の女性教員の増加が期待できること,などの良い点があります.

けれども,さまざまな問題点もあります.今回はそのうち3つの問題について検討したいと思います.

### 1. なぜ理系だけが対象なのか?

女性研究者の絶対数は,明らかに文系よりも理系の方が少ないのが現状です.しかし,文系では十分な数の女性研究者が常勤の大学教員となっているのかというと,統計ではそうはなっていません(組合便り128号参照).常勤の大学教員を希望しているのになれない女性の絶対数は理系より文系の方が多いでしょう.それなのになぜ岡大のWTT制度は理系女性研究者だけが対象なのでしょう.大学における女性研究者の比率を高めたいならば,候補者の多い文系にも目を向けるべきではないでしょうか.



理系だけが対象である理由のいくつかは想像できます.一つには,そもそも国が行っている女性研究者支援モデル育成事業が理系の女性研究者のみを対象としたものであること.二つ目には,昨今の「理系離れ」の解決策として女性に目を向けたのではないかということ.どちらにしても岡大のWTT制度が理系だけを対象とするには弱い理由だと言わざるを得ません.(6ページへ)

(5ページから)



## 2. 年収 300 万は妥当なのか?

博士の学位を取った人は、どのくらいの収入を得るのが妥当なのでしょう。博士の学位を取った人が岡山大学に常勤の助教として採用された場合、現在の給与体系ではだいたい年収 500 万円くらいだそうです。学振の特別研究員 PD(いわゆるポスドク)で月額 364,000 円です。もっとも学振の特別研究員 PD では社会保障(健康保険など)がついてませんが、それを考えても WTT 制度の年収 300 万円(月収 25 万円)というのは安いのではないのでしょうか。ちなみに修士卒の平均給与は、だいたい月額 22 万程度ようです。ただし、普通の会社では給与を期待することができますし、残業も発生すると思われるので、年収では 400 万~500 万程度にはなると考えられます。

はっきり言って、この給与では、博士の学位を取らずに修士で就職した方が経済的には得たというメッセージになってしまっています。

## 3. 一日 6 時間 15 分の裁量労働制というのはあり得るのか?

研究者である以上、裁量労働制が望ましい、と多くの研究者は考えていると思います。しかし、6 時間 15 分の裁量労働制というのはどうでしょうか? 6 時間 15 分という勤務時間には、実は、WTT 制度の強烈なメッセージが込められています。現在の「ワークライフバランス」に対する挑戦です。民間企業に行き残業してお金を稼ぐよりも、短い時間で効率よく成果をあげ、仕事以外の生活も満喫しようというメッセージです。例えば、家庭にもっと時間を割いたり、(仕事とは直接関係ない)豊かな教養を身につけるための時間を持つということとです。



その理念は素晴らしいと思います。けれども、実際にそれが実現できるのでしょうか? 問題点は二つあります。一つ目は一日 6 時間 15 分しか働かないというのが可能か、という問題です。今年の 4 月、国家公務員に準拠して、岡山大学では教員の勤務形態が一日 8 時間の裁量労働制から一日 7 時間 45 分の裁量労働制に変更されま

した(職員就業規則第 41 条、平成 21 年 3 月 27 日改正)。教員のみなさん、ご存知でしたか? この 4 月から一日あたりの労働時間を 15 分短縮することができましたか? おそらくみなさん従前と変わらないのではないかと思います。それを考えると裁量労働制において「一日の労働時間」という概念が如何に無意味かがわかります。二つ目の問題点は、仮に一日 6 時間 15 分の勤務が実現できたとしても、WTT 教員が任期終了後めでたくテニユア教員となった時、一日 7 時間 45 分の裁量労働制になってしまうということです。いかにすばらしい理念でもそれを体験できるのが 3 年もしくは 4 年だけ、というのは、いったいどういうことでしょうか。



### <まとめ>

今まで見てきたようにこの WTT 制度には強烈なメッセージが込められていると思います。岡山大学が 1)「理系の(若手)女性研究者」を増やそうとしていること、2) 経済的恩恵が充分でなくても研究者のなり手はあると考えていること、3) 新たなワークライフバランスを推進しようとしていること。ただ、岡山大学がこれらのメッセージを大学の構成員にきちんと説明したことはありません。つまり、この WTT 制度のメッセージが周囲にきちんと理解されないままにこの制度は走り始めています。そして、その一つ一つのメッセージが活かせるような制度設計になっているかどうか疑問です。

WTT 制度に採用される女性研究者は、一日 6 時間 15 分で効率よく研究し、他の研究者と同等の成果を出し、年間 300 万の給与で、余暇は趣味を楽しみ、家族と有意義な時間を過ごすことを期待されています。このようなことができる人は、ほとんどいないのではないのでしょうか。もしそれができる人がいるなら、わざわざ女性研究者のみを対象とした WTT 制度を使わなくても十分なポストを得られると思われま

とはいえ、今は研究職のポストが減ってきています。WTT 制度にも多数の応募があり、その中から採用される人がいるでしょう。その方たちが無理な要求をされないで十分に力を発揮できるように、組合は注視していく必要があるのではないかと思います。



つどいと観劇

## 「11・3憲法公布記念のつどい」「博士の愛した数式」に参加して

田中賢二



11月3日は文化の日である。日本国憲法が公布され63周年の記念の日でもある。折に触れ、憲法の前文を読み返し、第9条（戦争の放棄）そして第25条（すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する）を思い起こしたい。

今回の「11・3憲法公布記念のつどい」には、天気にも恵まれ秋の日を浴びながら、いつものように自転車で会場に向かった。実行委員長の挨拶にも共感した。岡山大学職員合唱団の「ビリーブ」「ふるさとの四季」も楽しく聞かせていただいた。身近なところに歌があることは、歌うことも歌を聞くことも、文化的な活動として良いものである。

小川洋子さんのトークでは、中富さん、鹿野さん、平松さんが質問をしつつ、小川さんの話を引き出していくという、このやりとりが楽しかった。小川さんの考えていらっしゃる事が次々と展開されていき、時間の経過に気づかなかったほどだ。若いときから読書の対象が幅広いだろうと想像していたが、「ファール昆虫記」「家庭の医学」「アンネの日記」等と様々な本に夢中になられたとのこと、特に「家庭の医学」には驚いた。作家が自分の書きたい小説を自由に書けることを、憲法9条に結びつけて「9条の会」の呼びかけ人でもあることの意味がわかってきた。「子どもが子どもらしく生きられることが平和のイメージある」と言われた。「博士の愛した数式」の主人公の博士は、事故が原因で80分しか記憶が続かないという状況設定である。「大きな声で声を発することができない立場の人の声を聞いて、物語にする、それが作家の仕事だ。その人の物語を通して、人間のある

べき姿を考えさせることができる」とも言われた。表現の自由（21条）が保障されている憲法があるからこそ可能となる。

11月7日に小川洋子さん原作の「博士の愛した数式」の演劇を観賞した。数字や数式が人と人との心を結びつけていくという話の展開で、登場人物の心の変化を語るストーリーが大変おもしろかった。「物語の原作と劇の脚本は、やや違うところがあるが、作者の意図はよく表現されている」と、会場でこの劇を見ていた小川さんが感想を言われていた。博士と家政婦、博士と家政婦の息子の言葉のやりとりは、いろいろなことを暗示していた。80分しか記憶が続かないという博士のせりふには、とても人間的な暖かさがあった。俳優達のすばらしい演技で登場人物の姿が生き生きとしていた。

じっくりと読書や演劇観賞ができるのも、平和憲法があるからこそできる、文化的で人間らしい営みであると思う。



なお、日本国憲法9条を、ネットで調べてみた。英語、ドイツ語、中国語（簡体字、繁体字）、フランス語、スペイン語、ハンガール語、アラビア語訳の他、口語訳？や肥後弁訳？など、加えて、外国人に紹介するのには反対だという記事までも見つけることができ、興味深いものであった。反対の趣旨は、理想と現実との乖離や成立史などを説明し、外国の人に理解してもらえないものではないということらしい。「どっちもどっち」、「・・・にも三分の理」と片付けておいてよいのだろうか。

## 単組だより 【農学部より】

毎年恒例の農学部職員組合の芋ほり大会が、岡山大学農学部フィールドサイエンスセンターのほ場で10月3日(土曜日)に行われました。

今年は、大人47名、子供25名の合計72名の皆さんに参加いただき、131株を収穫いただきました。前日の夜の大雨で開催が心配されましたが、参加の皆さんの熱い思いが通じまして、当日は秋晴れのもとでの開催となりました。今年は天候に恵まれ、どの株も大物が鈴なりになりました。

毎年参加していただいているリピーターは、長靴、マイ・スコップの完全装備で挑まれ、コンテナ一杯に収穫されていました。また、小さな子供さんもたくさん参加いただきまして、両手で抱えるようにお芋を持って帰られていました。収穫後には冷たいお飲み物やお菓子を準備して疲れた体を癒して頂きました。今年のお芋さんは、いかがだったでしょうか？



今年は、例年より開催時期が早く、申し込みまでの時間を十分に取ることができませんでした。それにも関わらず、多くの方に参加いただきましてありがとうございました。来年も立派なお芋が皆さんをお待ちしておりますので、ご期待ご参加ください。

〔死亡〕+〔障害〕+〔医療〕の3つの保障が  
あなたの生活をトリプルガード！

団体生命共済・医療共済は

教職員共済へ 詳しくは

<http://www.kyousyokuin.or.jp/>

### 座標軸

事業仕分けが話題を呼んだ。民主党のポピュリズムだという人もある。予算策定の過程が白日の前にさらされて溜飲を下げた国民も少なくない。

だが、文科省の悪戦苦闘ぶりを見ると、私たちとしては、複雑な気持ちにならざるを得ない。旧帝大の学長や、ノーベル賞学者でなくとも、出て行って応援したくなる。

問題は、世界一になるか否かでなく、また、一番を目指しても、とても一番をとれないからでもない。特定分野の少数を選んで、「コンテスト」の勝利を目指すような教育研究システムこそが問題なのだ。

その意味で、10ペタマシンへのこだわりを捨てて、1ペタ級のマシンを複数導入し、大学院生らにどしどし使わせて、研究の裾野を広げるべきだという意見は、大いに傾聴に値すると思う。(い)



### アンケートのお礼

非常勤職員の皆様、アンケートにご回答いただき、ありがとうございました。集計後、結果をご報告させていただきます。

### 編集後記



先日知人が引っ越しをした。小さい部屋に10年近く住んだだけなのに、岡山市指定のゴミ袋(大)で10個以上もゴミが出たそうだ。それでもまだ半分くらいしか荷物が片づいていないという。冷蔵庫やテレビの裏は絨毯を敷いたような厚いほこりの層ができており、手伝いに来た人が時には30秒おきにくしゃみをしていったということだ。

自民党も、長年の膿を出すべく民主党に政権を譲った。政治にしても役所にしても長く存続するものは腐敗や怠慢や欺瞞を生み出してしまふ。政権が民主党に変わって新しい風が政治の世界に吹いているようにも見られるが、私たち一般庶民もただ見守っているばかりではなく、政治が間違った方向に行くことのないよう、発言をしていかなければならない。